

第9回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和7年3月10日(月)
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 会議室
- 3 出席委員 1番 水谷 政 利 2番 小 野 もと子 3番 石 崎 吉 男
4番 廣 瀬 栄 5番 山 崎 美 榮子 6番 飯 村 伸 一
7番 三 輪 正 8番 高 橋 浩 9番 萩 原 重 信
10番 高 野 濟 11番 山 口 和 明 13番 本 岡 孝
14番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 12番 栗 原 茂
- 5 事務局 理事兼事務局長 塩 畑 浩 行 課長補佐 大和田 誠
係 長 鈴木 直 行
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第3号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時19分

議長) 只今より、第9回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石

岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、4番廣瀬栄委員、5番山崎美栄子委員の2名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、小野委員、三輪委員、山口委員、2班、水谷委員、飯村委員、高橋委員、長推進委員、小松崎推進委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者4名で約98アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約31アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約54アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約24ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約65アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番については、三輪委員に関する案件ですので、審議に入る前に、三輪委員は退室願います。

【三輪委員退室】

議長) 12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 576 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、12 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。

【三輪委員入室】

議長) 続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 13 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 263 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、13 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 14 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 159 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、14 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14 番については、許可することに決定いたします。続いて、15 番ないし 16 番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 15 番ないし 16 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、15 番ないし 16 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。15 番ないし 16 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15 番ないし 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15 番ないし 16 番については、許可することに決定いたします。続いて、17 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。17 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、許可することに決定いたします。続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 18番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗やキウイを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、18番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、許可することに決定いたします。続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 19番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、19番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、19番については、許可することに決定いたします。続いて、20番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。20番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、20番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、20番については、許可することに決定いたします。続いて、21番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号21番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約263アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、21番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。21番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、21番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、21番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の21件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、傾斜地及びイノシシ被害等により耕作困難であるため、申請に及んだものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イに当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、農業を営んでおりますが、トラクター等の農機具保管のため、農業用倉庫を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イに当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、農業経営の拡大に向けて、既存の集荷施設では、農機具等の車両及び資材の置場が不足するため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、造園業を営んでおりますが、農地法の許可を得ず無断でトラック等の駐車場として使用してしまったため、是正すべく始末書を添付の上、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の4件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、購入した古民家で酵素風呂施設を開業される予定ですが、宅地内では来客者の駐車スペースが足りないため、隣接する

本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は新規就農者で、現在は借家に住んでおりますが、今後、生産の拡大と作業効率の良い農業を目指すため、農家住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、妻の実家で暮らしておりますが、息子が車椅子生活になり、現在の住まいでは手狭で介護がしづらいため、自己住宅を建築したく

申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、父所有の住宅に暮らしておりますが、老朽化し家族構成的にも手狭なため、既存の宅地に本申請地を加えた敷地に、自己住宅を建て替えたく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、自身が役員を務める建設会社で、今般、建設用車両の駐車場及び資材置場を設置し、事業拡大をすべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及

ばす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、家族構成の変化に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人夫婦は、妻の実家で両親と同居されておりますが、将来設計を考え、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、借家に暮らしておりますが、子供の成長に伴い、生活に必要なものが増える等手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の9件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。議案第4号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第9回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年3月10日

議事録署名人

議 長

4 番

5 番